

随意契約によることとした理由

1 件名

広島駅南口地下広場リニューアル基本計画策定支援業務

2 業務概要

広島駅南口地下広場は、都市における憩いと集いの場を提供し、本市の陸の玄関にふさわしいにぎわいあふれる魅力的な地下空間の形成を図るために設置された施設である。

現在、進められている広島駅南口広場の再整備等により主動線が2階レベルに移ることから地下レベルに人を誘導する取組が必要となる。また、2階レベルに新たなにぎわい空間が整備されるとともに、周辺の民間再開発ビルにおいても、イベント広場などが順次整備される予定となっており、今後は、これらのにぎわい空間と地下広場が連携し、駅周辺地区の回遊性を更に向上させる取組を進める必要がある。

また、広島駅南口地下広場は、広島駅南口広場の再整備等により、広範囲に地下広場内の橋脚等の設置工事が進められており、今後影響範囲を単に復旧するのではなく、南口広場とのデザインの調和やにぎわい創出に資する新たな仕掛けを追加するなど、駅周辺に人が憩い集う魅力的な空間とすることが求められている。

本市では、こうした状況を踏まえ、地区のにぎわいを担う地元関係者の意見も取り入れながら広島駅南口地下広場のリニューアル基本計画を策定することとしており、本業務はその計画策定に係る支援を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区江波西一丁目25番5号

(2) 商号又は名称

株式会社 荒谷建設コンサルタント

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、2社から提案書が提出され、「広島駅南口地下広場リニューアル基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い点数であり、最低限の水準を満たしたため、同者を受託候補者として特定した。